

小川町空き家活用促進事業補助金交付要綱

（令和 2 年 3 月 31 日）
（告 示 第 83 号）

（趣旨）

第1条 この告示は、小川町空き家等対策計画（平成29年3月策定）に基づき、小川町内に存する空き家を有効活用することにより、移住者の住環境を整備し、定住促進を図るため、小川町空き家バンクに登録されている住宅を購入し、当該住宅を改修する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 小川町立地適正化計画（令和2年3月策定）における居住誘導区域であって、別図1から別図4までに掲げる区域をいう。
- (2) 空き家 建築から1年以上経過した専用住宅又は併用住宅で、現に居住していないものをいう。
- (3) 空き家活用事業 自らが定住するために空き家を購入し、当該空き家において改修工事を行う事業をいう。
- (4) 小川町空き家バンク 町内に存する空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を公開し、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (5) 若年者 第7条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日における満年齢が40歳未満の者をいう。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き家活用事業の完了後、補助対象となった住宅に5年以上定住することが見込まれる者
- (2) 第13条の完了実績報告書の提出時までに補助対象となった住宅に住民票を移す者
- (3) 申請日の属する年度以前において、納入義務を負う市区町村に納付すべき税等に滞納がない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号の暴力団の構成員でない者

（補助対象事業）

第4条 町長は、次に掲げる全ての事項に適合する空き家活用事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者（以下「空き家活用事業者」という。）に対し、当該補助対象事業に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内において補助することができる。

(1) 対象となる住宅は、前条に規定する補助対象者が改修する住宅とする。

(2) 小川町空き家バンクに登録されている空き家で、売買契約が締結されていること。

(3) 店舗併用住宅の場合は、居住部分のみを補助の対象とする。

(4) 改修工事の施工業者は、町内に事務所等を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主であること。

（適用除外）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する空き家活用事業には、補助金を交付しない。

(1) 過去にこの告示に基づく補助金の交付の対象となった空き家において行う空き家活用事業

(2) 過去にこの告示の補助金に類する補助金等の交付の対象となった住宅において行う空き家活用事業

(3) 補助金の交付が不適当であると町長が認める者の行う空き家活用事業
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 補助対象事業に要する費用の2分の1に相当する額（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方消費税を含む。）とし、上限額は200,000円とする。

(2) 空き家活用事業者が若年者である場合は100,000円を、当該空き家が居住誘導区域内にある場合は100,000円を、前号に規定する上限額にそれぞれ加算する。

2 埼玉県空き家バンク活性化支援事業補助金交付要綱（令和6年6月11日付住第225号埼玉県都市整備部住宅課長通知別添。以下「県要綱」という。）第3条に定める事業（県要綱別表1に定める事業に限る。）に該当する場合は、前項

に規定する補助金額の2分の1に相当する額を上乗せして交付する。

- 3 前2項に規定する補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付は、同一空き家活用事業者（同居人を含む。）及び同一家屋について1回限りとする。

（補助金交付申請）

第7条 空き家活用事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、小川町空き家活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 計画概要書
- (2) 位置図、設計図及び現況写真
- (3) 工事費内訳書
- (4) 売買契約書の写し
- (5) 建物登記全部事項証明書
- (6) 耐震改修工事等に関する書類の写し
- (7) 税の完納証明書その他税に滞納がないことを証明する書類

- 2 前項に規定する交付申請書の提出期限は、空き家に係る売買契約を締結した日から6か月以内とし、かつ、前条第2項の補助金を受ける場合は、その年度の1月31日とする。

（交付決定等）

第8条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、小川町空き家活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により空き家活用事業者に通知するものとする。

（補助金変更交付申請）

第9条 空き家活用事業者は、補助金の交付決定後において、補助金の額に変更が生じる補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、小川町空き家活用促進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に工事費内訳書を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、小川町空き家活用促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、空き家活用事業者に通知するものとす

る。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、空き家活用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、小川町空き家活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助金の交付の決定を取消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業の申請内容と異なる事業を行ったとき。

(事業の中止)

第11条 空き家活用事業者は、補助金の交付決定後において、補助対象事業を中止しようとするときは、小川町空き家活用促進事業中止承認申請書（様式第6号）により、町長に申請しなければならない。

(事業の未完了報告)

第12条 空き家活用事業者は、補助対象事業が予定期間内に完了できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況について、小川町空き家活用促進事業未完了報告書（様式第7号）に次に掲げる必要書類を添えて、町長に届け出、その指示を受けなければならない。

- (1) 工程表（前回工程と今回工程を色分けした表）
- (2) 現場写真

(完了実績報告)

第13条 空き家活用事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに小川町空き家活用促進事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる必要書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 工事費精算調書
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事費の支払を証する書類
- (4) 工事写真及び完成写真
- (5) 住民票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る事業の検査を行い、成果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小川町空き家活用促進事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、空き

家活用事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の補助金の額の確定後、空き家活用事業者から提出される請求書（様式第10号）に基づき、空き家活用事業者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、空き家活用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、小川町空き家活用促進事業補助金返還請求書（様式第11号）により、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることとする。ただし、町長が特別の事情があり、かつ、やむを得ないものと認めたときは、補助金の返還を免除することができる。

(1) 当該補助対象事業により改修した住宅を、補助金の交付を受けた日から5年以内に取り壊し、又は、売却し、若しくは転貸したとき。

(2) 本補助金の交付を受けた日から5年以内に小川町から転出したとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載その他の不正な行為があったとき。

2 前項第1号及び第2号における補助金の返還額は、別表により算出した金額とし、同項第3号における補助金の返還額は、交付した補助金の全額とする。

(報告等)

第17条 町長は、補助金を交付する前又は交付した後にかかわらず、必要と認めたときは、交付決定者に対して、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならぬ。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年小川町告示第162号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の小川町空き家活用促進事業補助金交付要綱の規定は、

この告示の施行の日以降に申請される補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

区分	経過年数	算出基礎
補助対象事業により改修した住宅を取り壊し、売却し、若しくは転貸したとき又は小川町から転出したとき。	1年以内	交付決定額の 100%
	2年以内	交付決定額の 80%
	3年以内	交付決定額の 60%
	4年以内	交付決定額の 40%
	5年以内	交付決定額の 20%

様式第1号（第7条関係）

小川町空き家活用促進事業補助金交付申請書

年　　月　　日

小川町長　宛て

申請者　住所

氏名　印

小川町空き家活用促進事業について、補助金の交付を受けたいので、小川町空き家活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、同要綱第3条第2号に規定する事項について、町長が税関係情報の記録を調査することに同意します。

記

- 1　補助年度　　年度
- 2　補助事業名　小川町空き家活用促進事業
- 3　補助申請額　　円
- 4　補助事業の内容及び経費の配分　（別紙のとおり）
- 5　事業の予定期間　　着手　　年　　月　　日
　　　　　　　　　　完成　　年　　月　　日
- 6　添付資料　　計画概要書（別紙のとおり）
　　　　　　　　位置図、設計図及び現況写真
　　　　　　　　工事費内訳書
　　　　　　　　売買契約書の写し
　　　　　　　　建物登記全部事項証明書
　　　　　　　　耐震改修工事等に関する書類の写し
　　　　　　　　税の完納証明書その他税に対納がないことを証明する書類

様式第1号別紙

計画概要書

1 計画概要

1 建物の現況	所在地番 小川町 住居表示 小川町 建築年次 年 月 日 構造 建築面積 m ² 延床面積 m ²	都市政策課記入欄 居住誘導区域 内・外 購入先：空き家バンク
2 事業の内容 空き家活用	改修等の内容 (概算工事費 円)	
3 居住者	居住（予定）者（人）（申請者本人含） 申請者以外の氏名 <u>氏名：</u> <u>氏名：</u> <u>氏名：</u> <u>氏名：</u>	
4 若年者	該当する 該当しない (申請する年度の4月1日現在 歳)	
5 備考		

2 補助事業の内容及び経費の配分

項目	事業費	事業費の内訳		摘要
		町補助金	申請者	
改修工事費				

3 内部改修工事費算出内訳

区分	数量	単位	単価（円）	金額（円）
直接工事費計				
諸経費				
工事費計				
消費税額		%		
合 計				

4 全体工事費算出内訳

区分（円）	数量	単位	単価	金額（円）
直接工事費計				
諸経費				
工事費計				
消費税額		%		
合 計				

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

小川町空き家活用促進事業補助金交付決定通知書

様

小川町長 印

年 月 日付けで申請のあった小川町空き家活用促進事業補助金
交付申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

所 在 地	小川町
交付決定額	円
交付条件	<p>1 補助金の交付申請の内容に変更が生じるときは、速やかに申請すること。</p> <p>2 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>3 申請内容に関し、虚偽等があったときは、補助金交付の決定を取り消すことがある。</p>

様式第3号（第9条関係）

小川町空き家活用促進事業補助金変更交付申請書

年　月　日

小川町長　宛て

申請者　住所

氏名　印

年　月　日　　付け　　第　　号で交付決定を受けた小川町空き家
活用促進事業補助金について、当該決定の額を変更したいので、小川町空き家活用
促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　補助年度　　年度

2　補助事業名　小川町空き家活用促進事業

3　補助申請額　　円

　　前回交付決定額　　円

　　変更増減額　　円

4　変更理由

5　補助事業の内容及び経費の配分　（別紙のとおり）

6　事業完了の予定期日　　年　月　日

7　添付資料　　工事費内訳書

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

小川町空き家活用促進事業補助金変更交付決定通知書

様

小川町長 印

年 月 日付けで申請のあった小川町空き家活用促進事業補助金変更
交付申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

所 在 地	小川町
変更後の交付決定額	円
備 考	

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町長 印

小川町空き家活用促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した小川町空き家活用促進事業補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、小川町空き家活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付取消額 円

2 取消の理由

様式第6号（第11条関係）

小川町空き家活用促進事業中止承認申請書

年　　月　　日

小川町長　宛て

申請者　住所

氏名　　印

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた小川町空き家
活用促進事業について、当該事業を中止したいので、小川町空き家活用促進事業補
助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　中止の理由

2　中止に係る事業の内容及び金額

様式第7号（第12条関係）

小川町空き家活用促進事業未完了報告書

年　月　日

小川町長　宛て

申請者　住所

氏名

印

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた小川町空き家活用促進事業について、同通知に付された完了予定期間までに事業が完了しなくなつたので、小川町空き家活用促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1　交付決定通知書に付された事業の完了予定期間
(変更のあったものについては、変更後の予定期日)
- 2　変更後の事業の完了予定期日
- 3　未完了となった理由
- 4　添付書類　　工程表（前回工程と今回工程を色分けした表）
　　現場写真

様式第8号（第13条関係）

小川町空き家活用促進事業完了実績報告書

年　　月　　日

小川町長　宛て

申請者　住所

氏名　印

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金交付決定を受けた
小川町空き家活用促進事業については、事業が完了したので、小川町空き家活用促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　補助年度　　年度

2　補助事業名　小川町空き家活用促進事業

3　補助金の交付決定額及びその精算額

　　補助金交付決定額　　円

　　補助金精算額　　円

4　補助事業の実施期間

　　自　　年　　月　　日

　　至　　年　　月　　日

5　添付資料　　工事費精算調書（別紙）

　　工事請負契約書の写し

　　工事費の支払を証する書類

　　工事写真及び完成写真

　　住民票の写し

様式第8号別紙

工事費精算調書

区分	計画		完了	
	対象工事金額	補助金額	対象工事金額	補助金額
内部改修工事	円	円	円	円
補助金交付金額 (※)	円	円	円	円

(1, 000円未満切り捨て)

(※) 補助金交付金額の上限

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 基本 | 200,000円 |
| (2) 若年者 | 100,000円加算 |
| (3) 居住誘導区域内である場合 | 100,000円加算 |

(2)及び(3)のいずれにも該当する場合は、計200,000円加算(最高400,000円)

第6条第2項に該当する場合は、補助金額の2分の1を上乗せ

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

小川町空き家活用促進事業補助金交付額確定通知書

様

小川町長 印

年 月 日付けで提出された小川町空き家活用促進事業完了実績報告書について、審査の結果、下記のとおり補助金の交付額を確定したので通知します。

所 在 地	小川町
交付確定額	円
備 考	

様式第10号（第15条関係）

小川町空き家活用促進事業補助金交付請求書

年　月　日

小川町長　宛て

住　所

氏　名　　　　　印

電話番号

年　月　日付け第　　号で交付決定のあった小川町空き家活用促進事業補助金について、小川町空き家活用促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額

円

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通　・　当座　・　その他（　　）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず申請者氏名と一致すること。

様式第11号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町長 印

小川町空き家活用促進事業補助金返還請求書

年 月 日 付け第 号で交付決定のあった小川町空き家活用促進事業補助金について、次の理由により（全部・一部）の交付決定を取り消すこととしたので、小川町空き家活用促進事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1 補助金交付済額 円

2 返還請求金額 円

3 取り消しの理由 円

4 返還期限 年 月 日

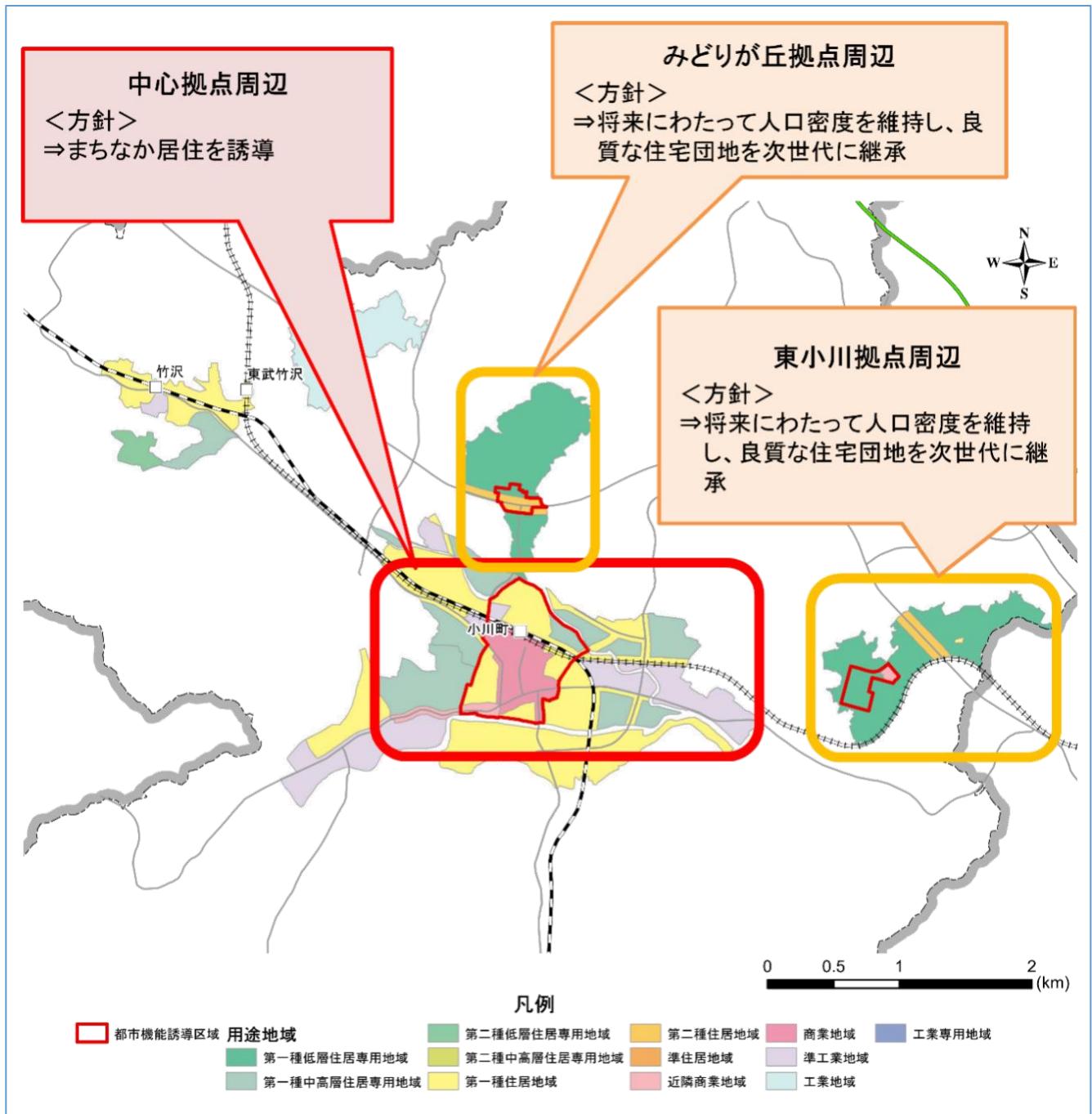
5 返還方法

別添納入通知書により返還期限までに小川町指定金融機関へ納入してください。

別図第1（第2条関係）

対象区域図 1

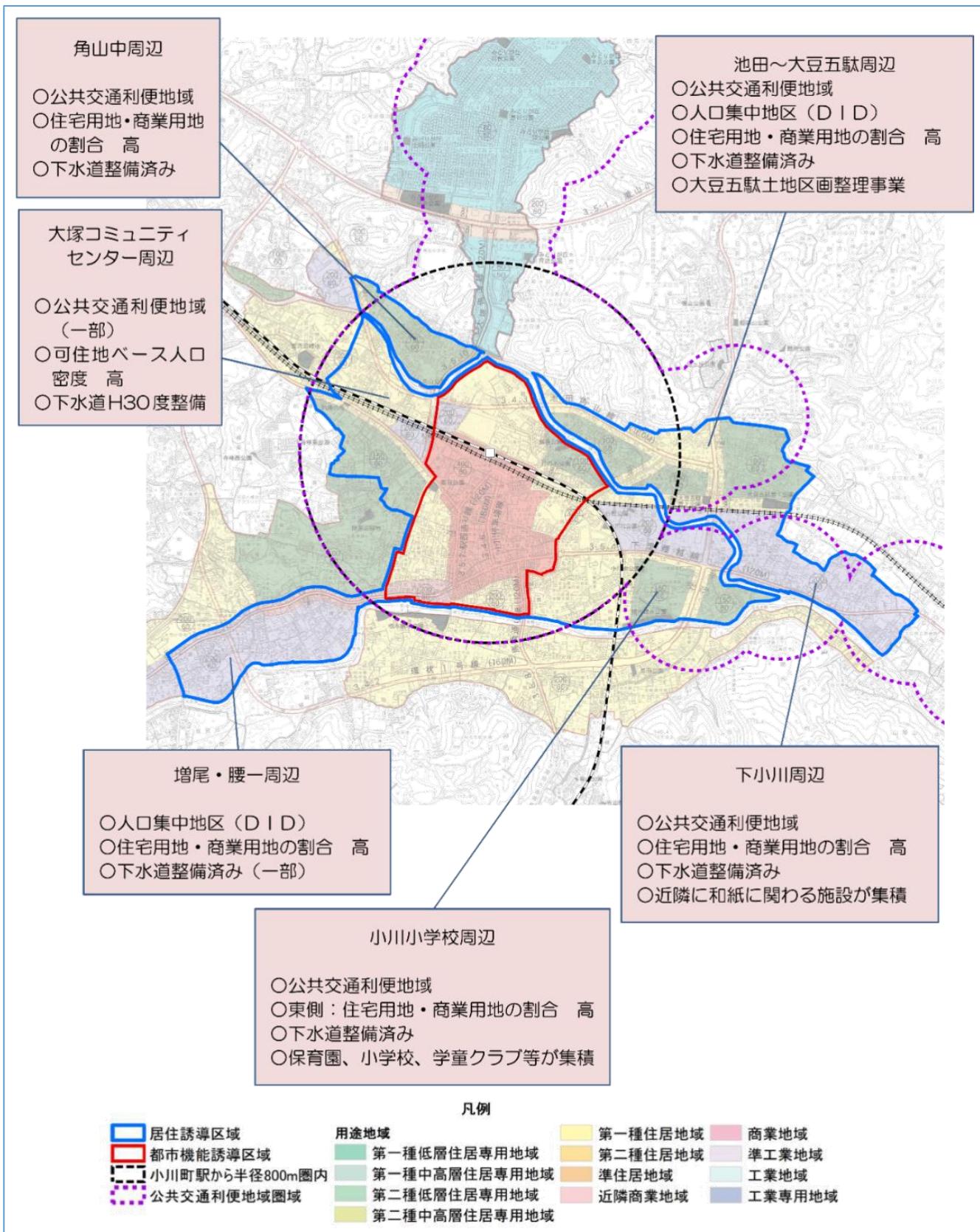
居住誘導区域（中心拠点・みどりが丘拠点周辺・東小川拠点周辺）



別図第2（第2条関係）

対象区域図2

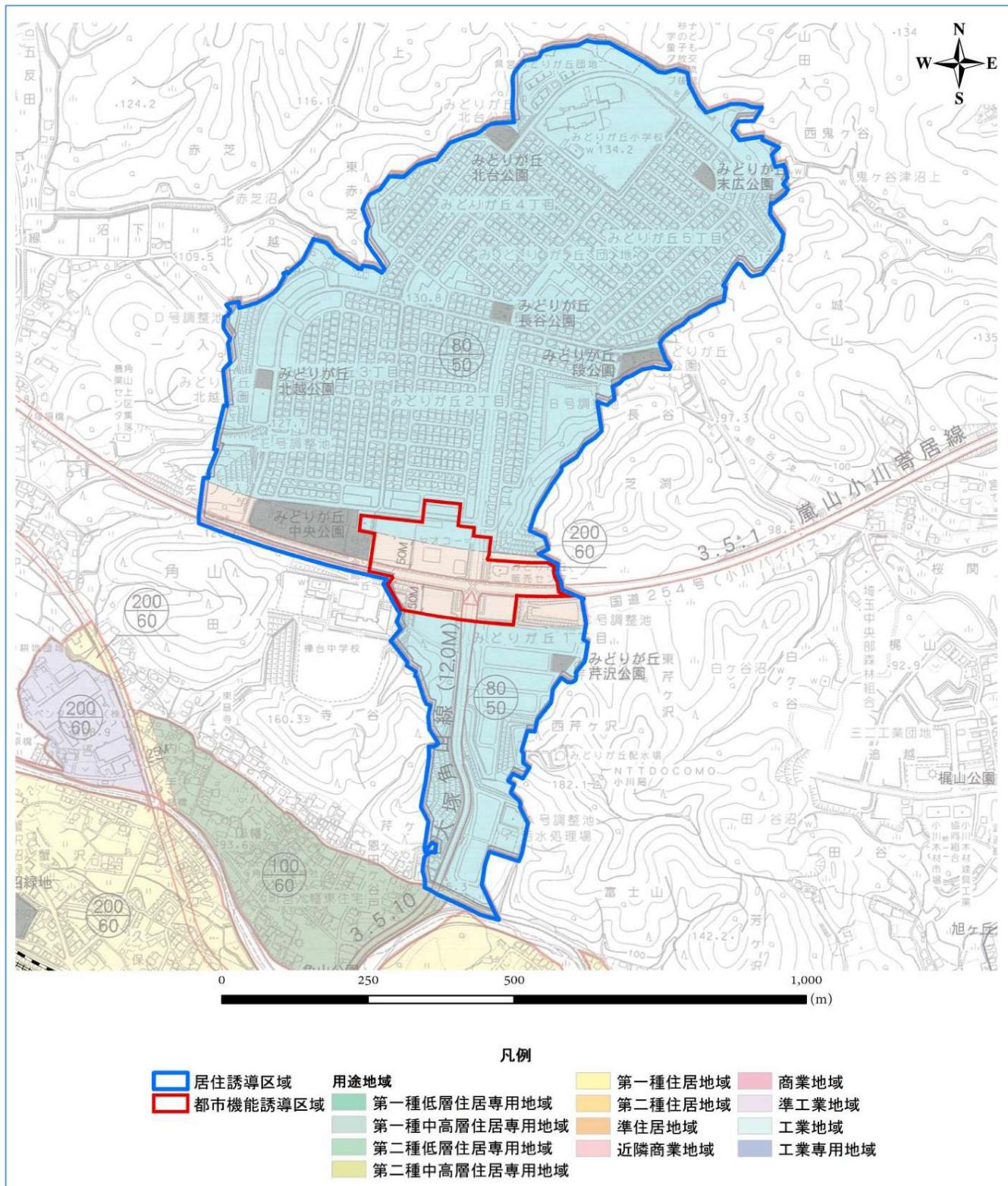
居住誘導区域（中心拠点）



別図第3（第2条関係）

対象区域図3

居住誘導区域（みどりが丘拠点周辺）



別図第4（第2条関係）

対象区域図4

居住誘導区域（東小川拠点周辺）

